

「平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況

平成26年3月13日

経済産業省

商務流通保安グループ

ガス安全室

本資料は、保安対策指針「Ⅱ. LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策(要請4項目)及び重点事故防止対策3項目」において、LPガス販売事業者等に取組を求めている事項について、トップヒアリング、立入検査による確認、一般社団法人全国LPガス協会からの報告等を踏まえ、当省においてその実施状況をとりとまとめたもの。

「平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
Ⅱ. LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策(要請4項目)及び重点事故防止対策3項目	
<p>最近の事故の発生状況及び法令遵守の状況を踏まえ、平成25年度において、次に掲げる4項目をLPガス販売事業者等に対して要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令遵守の徹底 2. 組織内のリスク管理の徹底 3. 事故防止対策 4. 自然災害対策 <p>特に、事故防止対策については、平成24年の事故発生状況等から、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)CO中毒事故の防止 (2)一般消費者等に起因する事故の防止 (3)LPガス販売事業者等に起因する事故の防止 <p>を重点に対応することを要請する。</p>	
<p>その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国LPガス協会の「LPガス安全安心向上運動」 ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議(以下「七協議会連絡会議」という。)の行動基準 等で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、具体的な取組を行うことが重要である。 	

II. 1. 法令遵守の徹底			
(1) 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等			
		① 経営の基本方針として、法令の遵守、保安の確保を掲げること。	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <p>－「保安なくして販売なし」の基本方針を全体朝礼時や経営方針発表会、毎年の年頭挨拶や年度初めに掲げる社長方針等において、社内行事時に表明している。</p> <p>－毎月10日を「保安デー」と定め、全販売所で保安朝礼を行うことで従業員が常に保安を意識するよう取り組んでいる。</p> <p>－ISO9000の品質方針として法令順守、保安の確保を掲げている。</p> <p>－委託先担当者と、面談を月1度以上も実施し、業務内容の確認・改善を行っている。</p>
		② 経営者自らが保安に対する姿勢を社内外に明確に表明し、保安確保の指導力を発揮すること。	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <p>－各事業所及びホームページに、社長方針を掲示して法令遵守、保安に関して認識させている。</p> <p>－毎月、本社において社長、各部署の管理職、関係会社の責任者による「安全衛生会議」を開催し、保安を含め、安全全般に関する議論を行い、保安の重要性を説いている。この内容は後日全社員に報告され、すべての社員が共通の認識を持つよう努めている。</p> <p>－社内及び販売店様に配布している広報誌において毎回保安に関する記事を掲載し、保安業務の重要性を繰り返し訴えている。</p> <p>－国、県、協会等の表彰制度に保安業務に功労のあった社員を積極的に推薦し、保安業務に対する地道な努力が正当に評価されるよう努めている。</p>
		③ 経営者の最も重要な役割である保安組織体制の整備及び保安関連予算の確保を図ること。	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <p>－保安管理体制として、保安部を社長直轄部署とし各事業所に保安担当者を配置し保安確保の指導強化を図っている。</p> <p>－本社保安管理部門を営業部門管轄から社長直轄の部署に変更。保安統括部から保安統括室とし、営業部門に保安投資・予算等の影響を受けることなく、保安高度化に推進できる環境とした。</p> <p>－保安対策予算については、半期毎に予算確保をすることにより確実な保安業務の遂行を実施している。</p> <p>－保安関連の費用は予算計上外であっても投資するようにしている。</p> <p>－保安知識向上の為の資格取得を推進し、資格試験の取得費用を会社負担とし、資格手当を支給している。資格取得時には報奨金を出し、資格取得意欲を向上させると共にスキルアップを図っている。</p>

II. 1. 法令遵守の徹底		
(2)LPガス販売事業者等の義務の再認識		
	<p>①LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、一般消費者等に対して保安業務の内容が提供されていることについて保安機関に確認を行うこと。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー委託先保安機関に対しては、実施件数が0件であっても毎月の報告を求め、業務主任者が内容を確認の上、捺印している。 ー委託先保安機関からの保安業務結果についても、自社で行った保安業務同様に業務主任者2名以上で行うダブルチェックを実施している。結果内容に不備や不明点などあれば問い合わせをすることで、委託に伴う保安業務水準の低下を防いでいる。 ー定期調査点検を委託している場合、定期的に調査票を取得し、業務主任者及び事業所責任者が内容を確認した上で、その内容をコンピューターで管理している。 ー毎月、保安の日を設定、各販売所において当該各関連保安機関事業所員も参加して、前月保安状況の確認・指導、当月の予定確認等を実施している。</p>
	<p>②保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元であるLPガス販売事業者に通知すること。 (現状) ・平成23年度の立入検査において、保安業務を実施した結果を委託元であるLPガス販売事業者に通知したことが確認できなかった保安機関が見受けられた。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー定期調査点検を受託している場合は定期的に点検結果を調査票により報告するとともに、緊急を要するものについては即座に報告している。 ー毎月の報告と共に、緊急時対応が必要なものに関しては、電話とFAXにより確実に連絡が取れるよう社内体制を構築している。 ー保安業務を行った結果について、2部印刷し、1部は委託元へ郵送、もう1部は当社で保管している。</p> <p>・立入検査の結果、「保安業務「緊急時連絡」に関する契約書」第6条に基づき、「乙は、業務実施のたび、業務の実施内容について「LPG共同利用システム」に入力し、各業務実施から2ヶ月以内に甲に書面もしくは電磁的方法によって以下の項目を報告する。なお、報告内容は2年間保管する。」と規定されているが、検査の結果、販売事業者等の中には電磁的方法では報告を受領できない者(13者)がいることが判明したことから、当該販売事業者等に対して、直ちに未報告分の実施状況を報告するとともに、今後は、書面若しくは電磁的方法により確実に報告するよう指導した。</p> <p>・立入検査の結果、保安業務の点検票は、同社から委託契約先である販売事業者に直接送付すべきところ、販売事業者と取引関係にある卸売業者に同点検票を送付されていたので、同点検票は、委託契約先である販売事業者に送付するよう指導した。</p>

II. 1. 法令遵守の徹底			
	(3) 保安教育の確実な実施		
	① 保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> － 期初に「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を確認し年間保安教育計画を作成し、毎月全事業所の保安教育・訓練実施記録を本社保安部が確認している。 － 保安教育を行う際に欠席した者に対して、議事録等を回覧し確認印をもらっている。 － 本社主催の全体保安会議の実施や、地区毎に行われる県主催、地域防災協議会主催の防災訓練への参加を義務付けている。高圧ガス保安協会、日本液化石油ガス協議会、県LPガス協会、JLPA等主催の講習会は、ほぼ全講習会に参加し、講習会での内容は各事業所にフィードバックさせている。 ・経済産業省は、液化石油ガスの保安に特化した指導者の育成を行い、更にその指導者が各地域で研修会を延べ141回、個別指導を439事業所で実施し、全体的な保安レベルの維持、向上を図った。 	
	② 保安教育の実施に当たっては、容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等作業手順の再確認及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> － 標準的な作業マニュアルから重要項目を要約した社内教育用のマニュアルを作成し、点検・調査等のスキルの均一化を図るようにしている。 － LPガス保安技術者向けWEBサイトの資料を参考にマニュアルを作成し教育を実施している。 － 液化石油ガス設備士の資格取得により社員の技術の向上を図っている。 － 新人に対してはベテラン配送員が同行して容器交換手順を実地に指導している。 － 配送業務の安全のため、毎年、自動車教習所を使って配送車の安全な運転について、実車で講習を行うとともに、配送時の緊急時対応等に関する講習会を行っている。 － 関連保安機関を対象に配送コンテストおよび設備工事コンテストを実施している。 	
	③ 販売グループの中核となっているLPガス販売事業者は、グループ内事業者に対する保安教育を主導すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> － 本社主催の保安全体会議に、関係会社担当者も必ず参加させ、グループ内で均一な保安技術を身に着けるよう指導している。 － 関連会社に対して、保安教育の計画作成や実施を指示している。 － 関連会社に対して、合同防災訓練実施や定期的な保安査察を行い、保安業務実施方法や管理方法の保安指導を実施している。 － 卸先の販売事業者に対して、本部教育や各県単位のプロック教育を実施している。 	

II. 1. 法令遵守の徹底		
(4) 販売所・営業所単位での保安確保		
	<p>①LPガス販売事業者は、販売所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、業務主任者とともに、保安確保への取組を確実に実践すること。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー保安管理者に保安管理手当を支給することで、保安管理者としての自覚を持たせている。 ー一般消費者への保安業務の結果を業務主任者等がダブルチェックすることにより、点検・調査票の間違いや誤記について確認し、誤記が発見された場合は再度保安業務の実施と社内教育を実施することで、販売所内の保安レベル向上に努めている。 ー支店長・営業所長はガス事業経験者が少ないため、毎月設定している保安の日への参加、年2回の保安査察への参加、または県LPガス協会主催の保安講習会への積極的参加によりガス事業の知見を深めるよう指導している。</p>
	<p>②LPガス販売事業者は、業務主任者の職務・役割の社内規程類への明示による明確化等、実効的に機能する体制の整備を図ること。 (現状) ・平成24年度の立入検査において、点検・調査結果等における未記入・誤記入を業務主任者が見過ごしていた例が散見された。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー全事業所に掲示している組織図に、組織の体制、業務主任者の位置付けを明記し、指示命令系統を組織内に周知している。 ー業務主任者の職務については、毎日・毎週・毎月・四半期毎・毎年と、区分した一覧表を作成している。 ー点検結果の確認については、必ず業務主任者が最終確認(押印)することを義務付けている。また、その結果を責任者がダブルチェックするよう指導している。</p> <p>・立入検査の結果、定期供給設備点検及び定期消費設備調査の記録を確認したところ、未記入及び誤記入があった。未記入や誤記入を正すとともに、業務主任者等の保安監督者は、保安業務の実施結果の確認を確実に言い、点検・調査を行う者に対して正確な記入を指導するよう指摘した。</p>
	<p>③販売所・営業所において法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めることができるよう、内部監査体制等の見直しを含めた整備、充実を図ること。 (現状) ・平成23年度において、本社の保安管理部門が販売所・営業所の業務の実施状況を把握しておらず、法令違反に至った事例があった。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー保安業務部による毎月の保安巡回指導及び年2回の保安担当役員が実施する保安査察において、実施状況を確認指導している。 ー毎月実施する各営業所会議において、本社役員が必ず会議に出席し、保安業務の実施状況をチェックリストを用いて確認するようシステム化し、不具合事項は即座に社長室に報告するようになっている。 ーコンピューターにより、随時、各事業所の保安業務の実施状況・保安確保機器の期限管理状況等を本社保安部において確認している。</p>

II. 1. 法令遵守の徹底				
(5) 営業譲渡時等の保安業務の確実な実施				
			①事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保し、保安業務を実施すること。	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <p>－事業譲渡の契約に際しては、事前に保安状況、供給設備の状況を確認した上で譲渡契約を締結する。</p> <p>－譲渡前に譲渡先の情報を入手し、保安業務遂行に必要な人員・日数を確保しスケジュールを作成、応援人員が必要であれば本社保安部が各事業所に対して、業務主任者の数を確保した上で社長が応援指示書を発行し、応援要請を行っている。</p> <p>－各事業所においてあらかじめ事業を譲り受ける場合の応援要員を選任しており、事業譲渡後迅速に保安業務が遂行できるような体制を整えている。</p> <p>－事前に実態調査を行い、不具合のある供給機器等(期限切れ)については、交換費用を予算化しておき、供給開始前には全て交換している。</p>
			②譲渡後も緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をすること。	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <p>－譲渡前の段階で、譲り受ける顧客の分布図を作成し、自社にて緊急時対応が実施できるのかを確認している。緊急時対応が実施できない場合は、その付近に依頼できる保安機関を確認して検討のうえ、委託している。</p> <p>－譲渡時の保安要員確保について、現場対応要員以外に情報処理担当要員を確保し、点検後即座に消費者情報をシステムに取り込み、緊急時に住所や設備内容が不明にならないよう対処している。供給開始後も、検針時点検などで継続して設備の状況確認を行っている。</p> <p>－新しい顧客に対する注意事項について、社内全員で情報の共有化を図るようにしている。</p>

II. 2. 組織内のリスク管理の徹底				
		<p>現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図ること。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 一点検・調査票の記載内容は、各事業所及び本社品質保証部によるダブルチェックを行い、記入漏れや実施内容の不備等を防止している。 － 各事業所において、保安上のリスクは発生した場合、保安部で検討し、マニュアル等の改定を行う。このマニュアルの実行によりリスクが改善されたかをチェックして、それにより新たな対策の必要性を検討している。 － 経済産業省が推進している「自主保安活動チェックシート」での自己採点結果に基づき、今後の課題を洗い出している。 － 経済産業省のホームページ、各講習会での事故事例、立入検査の結果、ヒヤリハット事例などをその都度各事業所に「業務連絡」として配布し周知することにより、LPガス事故におけるリスクの削除・低減に努めている。 	

II. 3. 事故防止対策		
(1)CO中毒事故の防止対策		
ア)業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策		
a. 業務用厨房の関係者に対する周知		
①換気(給気及び排気)が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズムや業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみならず来店者をも巻き込むこと等について対面により説明し、換気や清掃・メンテナンスの重要性について、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すこと。 (現状) ・平成24年においては、8件のCO中毒事故のうち5件が業務用厨房で発生している。これらの原因は、換気設備未使用によるもの、換気不良によるもの、メンテナンス不足によるもの、排気口閉塞による排気不良によるものなどである。 ・業務用厨房機器の使用者向けのCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙1)。	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一全業務用厨房顧客に対して、業務用換気警報器を100%設置するとともに、COに関する周知は半年に1回以上、濃度測定を含むCO点検は年1回以上の頻度で実施して、事故を未然に防いでいる。 一業務用周知は、郵送・投函ではなく直接持参して文書の説明を行う対面方式とし、更に従業員への周知も実施すべく、複数枚の配布や厨房内等掲示板への掲示も提案している。 一非正規職員の出入りが多いため、CO中毒事故の危険性について知らない人が不適切に器具を取り扱わないよう、責任者に注意を促している。 <p>・一般社団法人全国LPガス協会及び日本液化石油ガス協議会は、平成25年7月に経済産業省からの要請を受け、LPガス販売事業者に対して、食品工場及び業務用厨房施設で使用されるLPガスについての注意喚起を行った。</p> <p>・経済産業省は、以下の事項を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一総務省消防庁に協力を得て、平成25年11月に業務用厨房のメンテナンスによる事故防止についてリーフレットを作成、総務省消防庁が平成26年3月1日～7日に実施する「平成26年春季全国火災予防運動」において配布した。 一CO中毒事故の防止のため、平成25年6月に業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催。関係省庁と事故情報や行政の取組事例等の情報交換を行った。 一業務用施設等におけるCO中毒事故の防止のため、厚生労働省及びその関係団体に対して、周知・啓発を行うため、平成25年6月に全国調理師養成施設協会の全調協ニュースへの掲載を実施した。 一業務用厨房の使用者等、消費者向けにCO中毒事故防止についての周知に必要なリーフレットの作成を平成25年11月に行った。 一雑誌、新聞、専門誌への広告掲載及び交通広告を平成25年10月から平成26年2月に実施した。 一平成24年2月に発生しためんゆで器の排気口閉塞によるCO中毒事故を受け、所管のLPガス販売事業者に対し、業務用厨房の実態調査を実施し、その結果及び推奨する取組について、事業者へ通知し、併せて平成25年1月にホームページで公表した。また、平成25年6月に日本厨房工業会、めんゆで器メーカー等と開催したそば釜等事故対策会議で調査結果や最近の事故状況について説明し、事故防止のための情報交換を実施した。 <p>・北海道産業保安監督部は、平成26年2月に北海道パン・米飯共同組合、北海道麺類飲食生活衛生同業組合等を訪問し、CO中毒事故防止について説明し、リーフレットを配付した。</p>	

II. 3. 事故防止対策		
(1)CO中毒事故の防止対策		
ア)業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策		
a. 業務用厨房の関係者に対する周知		
	<p>②定期消費設備調査等の機会に、業務用厨房機器の設置環境や使用状況を確認し、業務用厨房の所有者、従業員等に対し、ガス機器、レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃、修理等の定期的な清掃・メンテナンスの必要性を働きかけること。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスに関する注意喚起のチラシ(総務省消防庁及び東京消防庁と連名)を経済産業省のホームページに掲載(別紙2)。 ・業務用厨房機器を維持管理する際に注意すべき点等について平成25年度中に経済産業省のホームページに公表予定。 	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －業務用厨房機器設置施設の状況にもよるが、施設内の汚れ等が確認できる施設が多々存在することを確認している為、チラシ配布だけではなく、従業員とのコミュニケーションを取りながら、保安を進めている。 －写真を交えた具体的な事例集を勉強することで、定期消費設備調査の判定基準を正しく保つ取り組みを行っている。
	<p>③めんゆで器の排気口を閉塞したことによるCO中毒事故の対象となったメーカー製のめんゆで器(同一型式及び類似型式)であって、まだ対策が取られていないものを発見した場合は、その使用者に対しメーカーの対応を紹介し、対策を促すこと。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月に発生した岐阜県の体験施設におけるめんゆで器に係るCO中毒の事故発生後、メーカーは、使用者に対し注意喚起するとともに、排気筒を延長するカバー(高さが高く、上面に物が置けないよう傾斜が付いている。)を作成し、警告シールとともに無償で提供する対策を実施中。 	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －事故が発表された直後に、弊社保安管理ソフトにより該当燃焼器のリストアップを行い調査を実施。別型式のゆでめん器についても調査を行った。 －ゆでめん器以外の業務用厨房機器においても、同様のCO事故が発生する恐れがないか調査し、CO点検と周知を行う。 －消費機器調査の際、業務用のめん茹で器について排気筒の上にもものが置かれ、排気の支障になっていないかを必ず確認している。また、排気筒が低いものについては排気の支障になるようなものを置かないように指導すると共に、メーカーに連絡すれば設備改善をしてもらえる旨を紹介している。

II. 3. 事故防止対策		
(1)CO中毒事故の防止対策		
ア)業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策		
b. 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進		
	<p>業務用厨房の使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を引き続き継続すること。 (現状)</p> <p>・七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、普及率は62%(全219社中 回答率100%)。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 一業務用厨房への「業務用換気警報器」の設置を促進している。初回は無償設置とし、次回交換時は有償という形で平成24年より設置を始めている。</p> <p>・七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成25年12月末現在、普及率は64%(全216社中 回答率95%)。</p>
イ)ボイラーにおけるCO中毒事故の防止対策		
	<p>ホテル・旅館・学校においては、厨房だけでなくボイラーにおけるCO中毒事故が発生していることから、引き続き、ホテル・旅館等に対する周知活動を通じて、注意喚起を継続的に実施すること。 (現状)</p> <p>・平成21年1月には鹿児島県の高校において、同年6月には山口県のホテルにおいて、いずれもボイラーの不完全燃焼及び排気不良により、それぞれ18名、22名(うち1名死亡)の被害を伴う事故が発生。 ・ホテル・旅館等でのボイラーによるCO中毒事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙3)。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 一販売所毎にホテル・旅館等の施設リストを作成し、経済産業省ホームページに掲載されている、CO中毒事故防止の周知文書等を配布している。 一ホテル・旅館・学校等については山口での事故資料を配布し、CO中毒事故について注意喚起を実施している。</p>

II. 3. 事故防止対策		
(1)CO中毒事故の防止対策		
ウ)住宅におけるCO中毒事故の防止対策		
	<p>①長期間使用していないガス機器を使用するときには排気筒を確認するよう、様々な機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 一定期消費設備調査以外でも「安心・安全点検」という弊社独自の保安点検で、一般消費者と直接会話しながら器具の様子や使用状況について確認している。 一長期間使用しない場合は、接続管(フレキホース等)を取り外し、再使用の際に連絡をもらうようにしており、その際、排気筒についても当社で確認するようにしている。 一定期点検調査時、周知文書配布時(毎年)、その他検針時(毎月)を利用して、排気筒に関する清掃や設置状況の確認をお願いしている。 一今後使用予定のないガス機器については、取り外しの提案を行っている。</p> <p>・経済産業省は、以下の事項を実施した。 一平成25年11月に塗装工事業者の業界に対し塗装工事を行う際の給排気口の取扱い等についての要請を行うよう、国土交通省に協力を依頼した。</p>
	<p>②不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器については、製造事業者等による点検を受けるよう、定期消費設備調査等の機会を通じ一般消費者に注意喚起すること。 (現状) ・平成24年2月、茨城県の工場に併設された住宅において、瞬間湯沸器のバーナー及び熱交換のフィン部にすすによる目詰まりがあったことから、不完全燃焼が発生し、かつ換気扇を使用しなかったため、室内にCOが充満し、1名が死亡、1名が軽症となる事故が発生。 ・平成24年12月、福井県の一般住宅において、長期不在により風呂釜の排気筒に鳥が巣を作ってしまう、使用時に排気不良により不完全燃焼が発生し、2名が軽症となる事故が発生。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 一日液協の要請により毎年2回、当該対象機器の設置状況を調査・報告している。 一不完全燃焼防止装置の付いていないガス機器については交換を誘導している。理解を得られない消費者に対しては、無償または格安の費用にて器具の交換を実施している。 一一般消費者の都合で未交換となっている器具については、使用するにあたり、点検結果「良」であることを確認している。(点検結果が「否」の場合は交換。) 一メーカーの無料点検の紹介や、取替促進助成を利用している。</p>

II. 3. 事故防止対策		
(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策		
ア) 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上		
	<p>一般消費者等が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者等との接点を増やすため、法定の定期点検・調査以上の頻度での一般消費者宅の訪問 ・コンロ清掃・料理教室等のイベント、町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓練などの地域貢献活動等による消費者との接点の強化 ・事象事例を身近な事例として認識してもらうため、経済産業省のホームページに公表されている実際の事象事例等の活用(現状) ・消費機器管理による事故防止のための注意喚起のチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙4)。 	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －経済産業省ホームページのリーフレット、事故のニュースリリースを活用した周知活動を行なっている。 －一般消費者と接する機会を増やすため2年に1回の法定の周知に加え、毎年年末にガスの安全な使い方を記載した周知カレンダーを手渡しして、啓発に努めている。 －各事業所において、展示会、料理教室を通じてガスの正しい使い方をアピールするとともに、安全性の高い商品への買い替えを促進している。 －一年1～2回程度、各事業所での展示会を開催しており、消費者との接点の場を設けている。 <p>・一般社団法人全国LPガス協会は、LPガスを安全に使用するためのパンフレットを作成した。</p> <p>・経済産業省は、以下の事項を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> －雑誌、新聞、専門誌への広告掲載及び交通広告を平成25年10月から平成26年2月に実施した。【再掲】
イ) 安全な消費機器の普及促進		
	<p>安全装置付き風呂釜、Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進すること。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年においては、原因者等別に見て最多の一般消費者等に起因する事故の原因のうち、風呂釜、コンロの点火ミス、立ち消えによるものが20件と最多であった。 ・古いタイプの風呂釜の使用方法に関する注意喚起及び安全性が向上した風呂釜の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙5)。 ・Siセンサーコンロの安全機能等を紹介したチラシをLPガス安全委員会のホームページに掲載(別紙6)。 	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －経済産業省ホームページのチラシを活用した普及(販売)促進活動を行なっている。 －営業部門発行の機関誌を年4回発行、Siセンサー付きコンロ等最新機器の紹介等を行っている。 －例年2月から9月の期間に、最新の安全なガス器具の販売キャンペーンを行い、安全な機器の普及に努めている。 <p>・LPガス安全委員会は、安全なガス機器への取替え促進についてのリーフレットを平成26年2月に作成、周知を実施した。</p> <p>・経済産業省は、バランス型ふろがまの使用者に向けて安心なガス機器への取替えの推奨、古いタイプの機器の使用上の注意についてリーフレットを平成25年2月に作成、独立行政法人製品評価技術基盤機構で行われた「NITE・製品安全センター記者説明会」やLPガス安全委員会、各種講演において周知を実施した。</p>

II. 3. 事故防止対策		
(2)一般消費者等に起因する事故の防止対策		
	ウ)誤開放防止対策の推進	
	<p>①ガス器具が接続されていないガス栓のつまみを間違えて開けてしまうことを防止するため、ガス栓のつまみ部分に被せる「閉栓カバー」の設置を促進すること。 (現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「閉栓カバー」の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙7)。 ・一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会によれば、平成24年の「閉栓カバー」の出荷台数は406,002個であり、平成23年の31,394個から大幅に増加(13倍以上)(別紙8)。 ・七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としての閉栓カバーの普及促進」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、実施中が42%、実施予定が50%(全219社中回答率100%)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －対象消費者をリストアップし、未使用ガス栓にはガス栓カバーを設置している。 －経済産業省のチラシを消費者へ配布し、注意喚起を促している。 ・七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としてのガス栓カバーの普及促進」を3項目の行動基準の一つとしており、平成25年12月末現在、実施中が59%、実施予定が33%(全216社中 回答率95%)。
	<p>②誤開放防止対策の一環として一口ガス栓への切り替えを検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －新しくガス栓を設置する際には、一口ガス栓の設置を推奨している。 －未使用のガス栓は撤去、未使用口のある2口ガス栓は1口ガス栓への交換をすることを基本に考えている。
	エ)ガス漏れ警報器の設置の促進等	
	<p>LPガスの漏えいに起因する事故の防止には、ガス漏れ警報器の設置が効果的であることから、事故の未然防止の観点から、ガス漏れ警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むこと。 (現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国LPガス協会によれば、ガス漏れ警報器の設置率は、平成20年度以降悪化(別紙9)。 ・ガス警報器工業会は、平成24年4月から3年計画で、ガス漏れ警報器の設置率の向上及び期限切れ警報器の一掃を目指して「リメイク運動」を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －社内基準として、全顧客にガス漏れ警報器を設置するよう努めている。 －交換は定期点検・調査時に実施。供給開始時点検・調査時に期限が4年未満のものは交換している。 －ガス警報器の設置除外条件にあてはまる集合住宅において、一般消費者から入居連絡があった際にガス漏れ警報器設置をしている。また、戸建既存顧客についても訪問時にガス警報器の設置を推奨している。 －警報器はコンピューターで期限管理をしており、期限内に取替を完了している。 ・ガス警報器工業会は、以下の事項を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> －「リメイク運動」を推進するため、ポスター、パンフレット等の作成・配布や保安講習会等での説明等の活動を行った。 －「リメイク運動」の一環として平成25年10月に開催されたLPガス消費者保安推進大会において、優秀な成績を収めた都道府県LPガス協会に対してガス警報器工業会会長より感謝状を贈呈した。

II. 3. 事故防止対策			
(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策			
	オ) 消費設備調査の推進		
	①消費設備調査は法定事項であるとともに、普及啓発の重要な機会としてもとらえて、以下のような工夫を図りながら実施すること。 ・学校教科書のCO中毒の記載(別紙10)を参考とした絵を用いた説明資料や外国語での説明資料の活用 ・ガスの請求明細の裏などに注意事項を記載	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －点検調査を実施する際は、事前に案内(チラシ)を出し、消費者の協力を得るよう努力している。 －不在がちな消費者には、携帯電話の番号を教えてもらい、直接電話して協力をお願いしている。 －外国人向け周知文書等を、必要に応じて活用している。 ・一般社団法人全国LPガス協会は、平成26年3月に小学校や図書館に対し、LPガスについて漫画で解説した資料を作成、配布した。	
	②消費設備調査を拒否する一般消費者等に対しては、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものであることから、事故事例の紹介の他、集合住宅の場合には管理人の理解を得ること等、一般消費者等の理解を得られるよう工夫をこらして実施すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －液石法規則131条に定める「拒否された際の帳簿記載事項」のみでなく、拒否された理由等の経緯を記録に残すことで、販売所の従業員で情報共有している。 －調査にご協力いただいた一般消費者には、翌月のガス料金の割引を実施している。 －事故事例の紹介をし、法律で定められた点検であることを説明し理解を求めている。 －集合住宅の場合は、管理人の協力を得、住人の方に案内を出してもらうよう協力を求めている。 －点検時不在の消費者については、土日・祝日を利用する場合や夕食時(夜7時ごろ)に訪問し、点検をさせてもらうなどの努力をしている。	
	③不在が続く一般消費者等に対しては、十分な書面での説明、数回にわたる継続的な訪問等十分な手続きを踏んだ上で、当該一般消費者等の安全の確保の観点から一時的な閉栓に踏み切っているLPガス販売事業者もあり、保安の確保の観点からは参考となる。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －不在の一般消費者等については、時間帯をかえて訪問し、又は都合のよい時期を連絡していただくようチラシを投入するなどして、最低5回以上訪問している。 －3回訪問し(都度、点検依頼文書投函)、不在であっても点検が完了するまで継続して訪問するよう指導している。3回訪問した後、数回訪問しても不在で連絡もない消費者に対しては「保安閉栓」の案内文書を出し、それでも連絡のない消費者には「保安閉栓」を実施している。 －不在が続くような一般消費者には、携帯電話番号、メールアドレス等連絡をとりやすい手段を提供して頂いている。	
	④消費設備調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、放置せず、都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －機器の設置状況で一般消費者の理解が得られない場合は粘り強い説得を行うが、それでも理解いただけない場合は当該ガス機器の使用禁止及び一次的な閉栓を検討する。 －定期点検で、保安点検業者から指摘された事項は、業務主任者が責任を持って対応し、消費者に告知し改善している。 －災害の発生の恐れが大きい再調査先については、所轄行政庁へ相談する。	

II. 3. 事故防止対策		
(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策		
	カ) リコール対象品等への対応	
	<p>消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。)に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。(現状)</p> <p>・パロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器は、LPガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成25年1月末までに516台の対象機器が回収されており、平成24年1月末時点以降の1年間でも新たに24台が回収されており、うち10台がLPガス機器である。</p> <p>・この中には、開栓状態で使用可能なものとして保育園で発見されたものが前年に引き続き1台あった。</p> <p>・また、リコール以前から部屋を使用していない等の事情によりこれまで発見されず、空き部屋から発見されたものが5台あった(別紙11)。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <p>－供給開始時点検調査、定期点検・調査時等にて未使用のガス器具がないか、該当機種の有無を確認し、毎月、経済産業省へ報告している。</p> <p>－ガス機器情報を保安管理ソフトに登録するとともに、ヒューマンエラーによる見落としがないよう業務主任者のダブルチェックと定期的な教育を行っている。</p> <p>・消費生活用製品安全法に基づく回収命令の対象となっているパロマ工業株式会社製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、LPガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成25年1月末までに529台の対象機器が回収されている。平成25年2月から平成26年1月末時点でも新たに13台が回収されており、うち7台がLPガス機器である。</p>
	キ) 長期使用製品安全点検制度への協力	
	<p>LPガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い機器について、一般消費者に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はチラシ等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <p>－社内にて長期使用製品安全点検制度について保安教育等で確認している。</p> <p>－「特殊保守製品」(屋内式ガス瞬間湯沸器・屋内式ふろがま)を購入した一般消費者に対して、「長期使用製品安全点検制度」を説明し、ユーザー登録はがきを代行投函している。</p> <p>・経済産業省は、LPガス安全委員会とともに、消費生活用製品安全法に基づく長期使用製品安全点検制度の対象機器について一般消費者に対して制度の概要や登録を周知することを含め、雑誌への広告を平成25年10月及び平成26年2月に掲載した。</p>

II. 3. 事故防止対策		
(3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策		
ア) 供給管・配管の事故防止対策		
	①埋設管は、腐食しにくいPE管等への取替えを促進すること。	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <p>－新規についてはすべてPE管を設置している。また、経年埋設管の入れ替えを積極的に進めている。</p> <p>－集合住宅においては漏えい試験のみでなく、腐食測定も推進しており、測定値の如何によってはPE管への変更も実施している。</p> <p>－基本的には露出配管への変更を心がけている。</p> <p>－今後のPE管等への取替え等を想定し、液化石油ガス設備士免状所有者にPE管講習を受講させている。</p>
	<p>②他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。</p> <p>(現状)</p> <p>・平成18年から24年までの事故のおよそ1割が他工事業者による事故であることを踏まえ、国土交通省と厚生労働省を通じて、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように建設工事関係事業者に対し注意喚起を実施(別紙12)。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <p>－一般消費者に対して、周知、自治会の回覧等で工事の際はガス事業者にご連絡いただくようお願いをしている。</p> <p>－業務主任者、地域担当者は営業範囲に対して、他工事の有無を常に意識して巡回している。</p> <p>－水道、電気等の工事業者に対して、工事の際は連絡をいただくよう申し入れを行っている。</p> <p>－地域の自治会長に対して、地域に他工事がある場合はご連絡を頂くようお願いしている。</p> <p>・経済産業省は、以下の事項を実施した。</p> <p>－他工事業者による事故を防止するため、他工事業者の所管官庁である国土交通省及び厚生労働省を通じ、他工事事業者に対し、平成25年11月に他工事の際の注意喚起を行った。</p> <p>－厚生労働省と連名で、平成26年2月に他工事事故防止についての注意喚起のためのリーフレットを作成した。</p>

II. 3. 事故防止対策		
(3)LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策		
	イ) 機器の事故防止対策	
	<p>①調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、これらの機器の期限管理を確実にすること。 (現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安協会による調整器の事故の分析結果(平成14年から平成23年に発生した調整器に関する事故186件が対象)によれば、使用年数に起因するもの43件のうち、88%に相当する38件がメーカーの交換推奨期限である7年及び10年を超えてから発生しており、これらは交換推奨期限内に交換されていれば事故の発生を未然に防げたものである。 ・七協議会連絡会議では「事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、2.47%(全219社中 回答率100%)。 	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等については、月初めに本社品質保証部、及び各事業所がデータベースで期限切れの管理をしている。期限切れは速やかに交換する。 －保安機器(ガスメータ、バルク用安全弁、ガス漏れ警報器、調整器等)については、その実施遅延の有無について、毎月中旬までに保安業務部にて保安システムでの遅延検索を行い、その結果を各販売所へ送付、理由・対応策等を報告させている。 ・七協議会連絡会議では「事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、1.47%(全216社中 回答率95%)。 ・経済産業省は、以下の事項を実施した。 －所管のLPガス販売事業者に対し調整器の期限管理についての実態調査を行った結果、期限切れの調整器については、やむを得ない事情があるものを除き、今後自主的な交換をすとの回答があった。さらに調査時に期限切れの多かった等の数社に対し、追加で聞き取り調査をした結果、計画的に交換を進めていくとの回答があり、その聞き取り結果について、平成25年1月にホームページで公表を行った。
	<p>②充填容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実にすること。 (現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者等からの連絡を受けてLPガス販売事業者等が対応した際に工事ミス・作業ミスにより発生した事故が4件あり、うち3件でそれぞれ一般消費者等が1名負傷している。 	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －「LPガス容器交換時事故防止ガイド」「物流手順書」等、当社マニュアルに基づき2号業務(容器交換作業)を実施している。 －作業完了後の記録は業務主任者がダブルチェックすることで、確実な施工を確認している。 －消費機器の交換等はメーカーの作業手順書により確実に実施し、作業終了後の検査を確実に実施している。 －保安教育の実施、配送コンテストの実施等を通じて点検作業の手順確認、指差呼称の徹底を指導している。
	<p>③閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充填容器等の撤去を確実に進めること。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －閉栓先の容器は、閉栓と同時に撤去している。 －閉栓先の設置容器について、近く供給再開の見通しのないものについては必ず回収し、閉栓先には空の容器を設置している。 －閉栓後、すぐに次の利用者が決まっていない場合、容器を即時撤去し、メーターにステッカーを貼り、再開時連絡をもらうように対応している。

II. 3. 事故防止対策		
(3)LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策		
ウ)バルク供給に係る事故防止対策		
	<p>①これまでに発生したバルク供給での事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、安全弁の交換作業マニュアル等を活用することにより作業手順の確認を十分に行い、事故防止の徹底を図ること。 (現状) ・平成23年及び24年にいずれもバルク供給において人身事故が発生しており、平成23年は安全弁の交換作業ミス、平成24年は液面計のフランジ部に係る作業ミスであり、原因はいずれも作業手順の確認が不足していたものである。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －安全弁の期限管理は基より、作業手順に関しても、メーカーに対する注意事項の確認等により、交換作業を実施している。 －充てん作業再講習テキスト等の事故事例等により、作業手順の徹底を図っている。 －退職・人事異動等により、経験の浅い担当者が作業を実施する場合は、本社技術員が現地に出向き、交換作業に同行して指導を行い、事故防止・要員育成に努めている。</p>
	<p>②民生用バルク供給システムのいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、20年検査の本格化に向けた準備に着手すること。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －バルク設備20年検査については、計画表を作成し、検査準備を進めている。 －高圧ガス保安協会、JLPA等の講習会には積極的に参加し、情報収集に努めている。 －現在設置されているバルク貯槽については、本体及び付属品の検査期限をリスト化している。今後はそのリストを基に、再検査・入れ替え・容器へ変更のいずれかの対応を物件ごとに検討し、スケジュール化していく。</p>

II. 3. 事故防止対策		
(4) その他		
ア) 質量販売に係る事故防止対策		
	<p>① 質量販売の際も法令で求められている供給開始時調査や定期消費設備調査について、確実に実施すること。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年の質量販売における事故10件のうち、定期消費設備調査が未実施等の法令違反が5件認められている。 	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －当社社員が現場において器具の取り付け、供給開始時調査を確実にやっている。また、行事終了後は速やかに回収している。 －質量販売を行う際には、一般消費者に調整器・燃焼器を持参いただき、毎回点検・調査を実施している。 －多数の調整器・燃焼器を所有する移動式屋台等の商店には、年1回、シーズンオフに保管倉庫に赴き、調査・点検を実施している。 －販売形態により緊急時対応等の保安業務を実施するのが困難なため、安全を担保できないと判断した場合は、LPガスの販売を辞退している。 <p>・立入検査の結果、質量販売のうち8件において、消費設備調査の記録がなく、5件に燃焼器の型式及び製造年月の記録がなかった。質量販売しているすべての一般消費者等の所在を把握できているので、早急に消費設備調査を行い記録するよう指導した。</p>
	<p>② LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年2月時点で3事業者4件が特則承認済み。 	<p>・山小屋等に関する特則承認は、平成26年2月時点で3事業者(4件)について承認済み。また、現在4事業者が特則承認申請を準備中(平成26年2月現在)。</p>

II. 3. 事故防止対策		
(4)その他		
イ)積雪又は除雪ミスによる事故防止対策		
	<p>積雪寒冷地での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、引き続き、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年は豪雪のため、平成18年の80件、平成23年の50件に続いて64件と雪害事故が多発した。 ・より効果的な積雪地域の雪害対策に資するため、容器の接続方法等に着目した対策をまとめ、平成25年4月末までに経済産業省のホームページに掲載予定。 ・LPガス設備の雪害対策の普及促進のためのチラシを経済産業省のホームページに掲載(別紙13)。 	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －11月頃雪害対策のチラシを配布及び容器交換時に現場確認をしている。 －積雪又は除雪ミスによる事故防止対策に関して、供給設備ボンベ容器への安全対策を講じるよう指導している。具体的には、ボンベボックスの設置、屋根からの雪や雨だれで調整期が凍結しないように、小屋根の設置を実施している。また車両の入りずらい家屋には50kgボンベの設置などを実施している。 －県LPガス協会において冬季にはラジオCMIにて雪害防止のための呼びかけを行っており、そのようなことも話のネタとして取り入れ、消費先に周知している。 －降雪の多い地区では、供給設備を落雪の下にならない場所に設置するなど、できるだけ雪に埋まらないような環境を作る。 <p>・一般社団法人全国LPガス協会及び日本液化石油ガス協議会は、平成25年1月及び平成26年1月に経済産業省からの要請を受けて、LPガス販売事業者等に対し、落雪事故防止対策の注意喚起を行った。</p> <p>・経済産業省は、以下の事項を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> －平成24年度の委託事業において、雪害対策を検討するため積雪地域の配送事業社に対してアンケート調査を実施し、検証実験及びアンケート結果の更なる分析を行い北海道LPガス協会を始めとする関係機関への意見照会を経て対策をまとめ、平成25年6月にホームページに公表した。 －消費者に対する雪害事故防止の注意喚起のためのリーフレットの作成を平成25年11月に行った。 －中央防災会議より、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、関係機関に対し、平成25年12月に降積雪期における事故防止のための要請を行った。 －平成26年2月の大雪に伴い、内閣府のホームページや内閣府に開設されたTwitter及びFacebookにおいて注意喚起を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道産業保安監督部は、平成25年12月に「雪害によるLPガス事故の発生防止について」について、ホームページ上で注意喚起を実施した。 ・関東東北産業保安監督部東北支部は、平成25年2月及び平成25年11月に管内の一般消費者等に、降積雪期における事故防止のための注意喚起を呼びかけた。

II. 4. 自然災害対策

	<p>①「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPガス災害対策マニュアル」(平成25年3月経済産業省及び高圧ガス保安協会)を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。特に、地震等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖の二重掛け、容器プロテクターの導入及びガス放出防止型高圧ホースの設置を積極的に推進すること。 (現状) ・東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安のあり方に関する「14の対応策」については、産業保安監督部、都道府県、一般社団法人全国LPガス協会等を通じて、各都道府県LPガス協会及び傘下のLPガス販売事業者等に対して通知するとともに、全国各地で開催する保安講習会等のテキストに追加し、LPガス販売事業者等に対する普及啓発を行うほか、各都道府県LPガス協会における取組状況についてアンケート調査を実施。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー災害対策マニュアルを制定し、社員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらす災害に対して対処している。 ー全国の各都道府県に災害救援隊を設置し、いざという時に対応出来る体制をとっている。 ー各県LPガス協会の防災対策活動に主導的に参画、有事は協会と連携した対応を計画している。また、各県LPガス協会主催の防災訓練には積極的に参加している。 ー従業員・家族の安否確認システムの導入、また各販売所・充てん所への災害備蓄品・衛星携帯電話の配備している。 ー年1回、全販売所一斉に避難訓練を実施している。</p> <p>・一般社団法人全国LPガス協会は、公的施設へのLPガス災害対応型機器の設置推進及びLPガスの常時利用を進めるため、その導入事例集をとりまとめた。</p> <p>・経済産業省は、以下の事項を実施した。 ー平成25年3月にとりまとめた「LPガス災害対策マニュアル」において提示された14の対応策について、各都道府県LPガス協会の取組状況についてアンケート調査を実施。 ー保安機関が一般消費者等からガス漏れ等の緊急時連絡を受ける連絡先は固定電話であることを求めて来たが、平成25年3月、自然災害によって固定電話が通じなくなる場合に備えた補完的連絡先として携帯電話等の使用を容認し、関係通達を改正した。</p>
	<p>②仮設住宅におけるLPガスの供給に係るLPガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びCO中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について、特に留意して取り組むこと。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー万が一災害が発生した場合には社内マニュアルに従い、仮設住宅へガス供給することで事故防止に努める。 ー災害時には被災地外の従業員が支援隊として応援に駆け付けることとしているが、その際にも支援隊が現場で混乱することのないよう、指揮系統と職務分担を明確にしている。</p>